

学校体育施設開放事業について（地域移行のクラブが使用する場合の特記事項）【案】

中野市教育委員会

部活動の地域移行を円滑に進めるため、「中野市立小・中学校体育施設開放事業」について、令和7年度は使用料や施設使用の優先等を以下のように扱うこととする。

○使用料の減免について

（別紙「中野市立小学校及び中学校の教育施設使用条例施行規則」第9条より）

第9条（減免） 条例第3条第3項の規定により、使用料の減免を受けられるものは、次表左欄に掲げるものとし、当該減免率は同表右欄に掲げるとおりとする。

（次表左欄 使用区分の5）

市内に所在する公共的団体又は非営利活動団体（当該団体の構成員の全てが中学生以下である場合に限る。）が、青少年の健全育成、学習、文化・スポーツ振興の目的で使用する時。

（次表右欄 減免率）

100／100

※学校体育施設開放事業に関わる減免規定はなく、上記施行規則に則って減免の判断をしている。

○施設使用の優先について

学校体育施設開放事業の実施にあたり、中学生が参加する団体の使用希望が増加すると思われる。その中、健康面等を考慮して、中学生が早い時間に活動できるような配慮をしたい。一方、今まで活動できていた団体が使用できない状況にならないような配慮も必要である。そこで、使用調整や土日・祝日の使用において、中学生が活動する団体に優先順を設けて対応する。

○令和7年度の扱いについて

1 学校体育施設開放事業の使用料（照明施設使用料）

- ①部活動に代わって設立された中野市地域クラブは、上記施行規則により使用料を免除する。
 - ②部活動と並行して実施される保護者会等による団体は、上記施行規則により使用料を免除する。
- ※上記以外の中学生が参加・活動している団体については、令和6年度と同様の対応とする。

2 学校体育施設開放事業の使用優先順位について

- ア) 学校の教育活動（学校行事や部活動、合唱団等）が最優先であり、開放されない場合もある。
- イ) 平日の20:00までを、(小) 中学生が優先的に使用できる時間とし、以下の優先順で年間の使用調整を行う。優先②のあと、その他の団体の使用調整を行う。

- ・優先①：部活動に代わる中野市地域クラブ、部活動と並行して実施する保護者会等の団体
- ・優先②：中野市のスポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ

※平日の20:00以降の時間、及び土日・祝日の夜間については、優先順を設けない。

ウ) 土日、祝日の日中の学校体育施設は、学校教育活動（部活動含む）や育成会活動がない場合に開放する。使用の際、2のイの優先①の団体を優先する。

- ・毎月15日までに、各学校で翌月の使用予定をまとめる。
- ・16日～22日を、上記優先①の団体の申込期間とする。希望が重複する場合は、団体間で調整する。
- ・25日以降、上記優先①以外の団体（一般含む）の申し込みを受け付ける。（先着順）

3 その他

①申し込みについて

学校体育施設開放事業の使用に関わる団体登録の申し込み先は、市役所文化スポーツ振興課とし、使用申込書の提出先は、使用を希望する学校（事務室）とする。使用希望月の前月末までに申し込む。

②小体育館等の使用について

小中学校校庭、南宮中学校武道場、南宮中学校体育館ギャラリー、中野平中学校武道場、高社中学校武道場、高社中学校小体育館等、体育館以外の利用も学校体育施設開放事業の対象とする。団体登録をしていない団体や個人が申し込む場合は、市役所文化スポーツ振興課にて手続きをしてから、使用を希望する学校へ申し込む。

- ・使用料の減免は上記1に準じる。
- ・無断使用は認めない。学校と相談して使用希望月の前月末までに申し込む。
- ・鍵の管理方法は検討中である。当面は、現在と同様の管理とする。

③市の体育施設、公民館施設、委託された施設等の使用について

- ・各施設の使用規定や減免規定に応じた対応とする。

※使用にあたり、部活動・部活動に代わる中野市地域クラブ・保護者会等による団体が、他の団体より優先されることはない。